平成２９年（フ）第７０３号
埼玉県所沢市小手指町１丁目40番地の１　ケアハウスビアラ小手指307、前住所神奈川県横浜市青葉区奈良４丁目４番地１　ヴェルディール奈良６―201
債務者　吉見　周子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８６号
千葉県匝瑳市新堀1464番地697
債務者　三宅　　孝
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２９２号
岐阜市柳津町下佐波５丁目54番地
債務者　小川　勇也
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３５０号
岐阜県各務原市蘇原新栄町１丁目６番地（クリンハイツ三幸101号）
債務者　平林　力也
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３９５号
岐阜市河渡２丁目173番地　（エスポワールＫ．Ｍ．Ｓ　Ａ棟101号室）
債務者　山田　隆志
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３９６号
岐阜市河渡２丁目173番地　（エスポワールＫ．Ｍ．Ｓ　Ａ棟101号室）
債務者　山田　莉奈
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５７２号
兵庫県尼崎市神崎町17番２―204号
債務者　髙橋　聡一
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６６３号
兵庫県芦屋市川西町６番８号　エトワール芦屋201号
債務者　海部　勝明
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６７７号
兵庫県尼崎市水堂町１―34―４　有料老人ホームシニアスタイル武庫之荘、住民票上の住所兵庫県芦屋市翠ケ丘町13番18号
債務者　益田　有朋
成年後見人　益田　江美
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７０６号
兵庫県西宮市津門川町13番26―401号
債務者　中井　定子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９０６号
仙台市太白区東中田１丁目７番27号
債務者　上野　俊一
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９１７号
仙台市若林区東八番丁181番地　ロイヤルハイツ東八101
債務者　早坂　真里
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９５４号
仙台市若林区若林６丁目11番23号　第２ハイツとうよう205
債務者　福田　寿惠
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
茨城県北茨城市中郷町粟野794番地５
債務者　上遠野安也（旧姓真田）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第７１１号
埼玉県富士見市羽沢１丁目24番23号
債務者　鶴岡絵理子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８８号
長野県上田市緑が丘３丁目９番10号　ローズヴィラサトウ202号
債務者　小泉　雅宏（旧姓細萱）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第９８号
長野県埴科郡坂城町大字南条979番地の16
債務者　栗林　秀幸
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
長野地方裁判所上田支部